

平成 18 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代表者の役職名 代表取締役社長 池松邦彦
(コード番号 4641 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画部長 山崎 國秀
T E L 042-774-3333(代)

訴訟判決に関するお知らせ

当社が相模原市に対し訴えておりました「償還金等返還請求訴訟」(平成 17 年(ワ)第 13 号償還金等返還請求事件)につきましては、平成 18 年 3 月 24 日に横浜地方裁判所相模原支部にて「原告(当社)の請求棄却」という判決が言い渡されましたが、当社は下記の理由で、東京高等裁判所への控訴を見合わせることにいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 控訴の見合わせ理由

- (1) 第 1 審判決以降、「市と地場企業として最初に一部上場を果たした市内有力企業であるアルプス技研がこれ以上争いを続けることは、今後の地域の経済発展に重大な支障をきたす」という意見が相模原市経済界の中で高まっていること。
- (2) 第 1 審判決文で、裁判所が当社の主張を以下の点について認めていること。
 - ①当社側から、他社への譲渡価格が低額になった場合の懸念が述べられ、これに対して、原告に不利益が生じないように可能な限り努力する、との市側の対応がなされた可能性があること。
 - ②本件地区に小売業者が進出し、原告の研究開発型企業団地への進出という計画が実現できず、有形無形の不利益が生じたこと。
 - ③本件一連の事態について、市の政治上の責任を問われる可能性があること。
- (3) 相模原市との今後の協力関係を考慮し、当社としては相模原市の経済発展の推進に協力することにより企業の社会的責任を一層果たしていくため。

上記の理由により、当社は本件訴訟について東京高等裁判所への控訴を見合わせることにしました。

2. 訴訟結果による当社業績予想への影響について

今回の訴訟結果に伴う今期の当社業績予想への影響はございません。

以 上